2023年度調査研究事業報告

企画調査課

business report 2023

1. はじめに

建材試験センターでは、官公庁・自治体や民間企業・団体等からの依頼を受け、政策の普及促進や国内外の標準化活動、技術開発を支援する試験・評価方法の開発等を目的とした調査研究を実施している。調査研究の課題はその時々の社会ニーズに沿ったものが多く、近年では「省エネルギー」、「地球温暖化対策」、「居住環境の安全・安心」といった課題を中心に、試験・評価方法の開発を進めている。

本稿では、2023年度に受託し実施した“リフォーム等における適切なアスベスト処理のための調査／「石綿（アスベスト）含有建材データベース」の維持管理及び運営に関する検討事業”について、その成果概要を報告する。

2. リフォーム等における適切なアスベスト処理のための調査/「石綿（アスベスト）含有建材データベース」の維持管理及び運営に関する検討事業

2.1 概要

「石綿（アスベスト）含有建材データベース」（以下、「データベース」という。https://asbestos-database.jp/）は、建設事業者、解体事業者、住宅・建築物所有者等が、解体、改修及びリフォーム対象の建築物に使用されている建材の石綿（アスベスト）含有状況を把握する調査の際に、情報を簡易に収集できるようにすることを目的に構築され、国土交通省及び経済産業省より、2006年12月から公表されている。本事業では、2,131建材の情報を登録しているデータベースの維持管理のほか、適切な情報の提供及びユーザーの利便性の向上を目的とした改善・検討を実施している。なお、本事業は、国土交通省の補助事業として（一社）住宅リフォーム推進協議会の実施に際して、当センターは同協議会より受託し務めている。実施にあたり、行政・学識者・建設関連団体・建材関係団体・調査診断関係機関から構成される運営委員会を組織して行った。

2.2 成果

2021年4月の改正石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の施行により、建築物の解体や改修の際には事前に全ての建材について石綿の有無を調べる事前調査が必要となった。

このような動向を受け、データベースのアクセス数は従来の5倍程に増加している。事前調査にデータベースが活用されていることを踏まえ、以下の通り取り組んだ。

(1) データベースの維持管理

データベースの登録情報の追加や修正依頼に対応し情報の整備に努めた。また、検索のしやすさを目指し、4年前から進めてきたあいまい検索の実装は、利用者の検索履歴の状況から、一定の効果を得たことを確認できた。

(2) データベースの登録情報の追加に関する検討等の継続

データベースの整備に当たっては、可能な限り多くのデータの収集に努めてきたが、建材メーカーの廃業等によりメーカーの確認が取れていないものなど、完全な情報整備には至っていない。事前調査による含有証明書や分析結果などの情報を追加登録することを想定した検討体制の維持を今年度も継続した。

(3) データベースの利用に関する調査に向けた対応

データベースの利用者の利便性を向上するために利用者に対して定期的に調査を実施している。今年度は、住宅リフォーム業者へ9回のヒアリングを実施した。結果、データベースに対する要望と共に、関係法令改正に伴う住宅リフォーム業者における課題が明らかになった。関係各省、関係団体から構成される委員会にて情報を共有することができ、一連の改正後の対応を考えていくことのできる機会となった。

2.3 今後の計画・取り組み

改正関係法令の施行後、2022年4月には一定規模以上の解体や改修に対して施工業者は事前調査結果の報告が義務となり、2023年10月には事前調査は建築物石綿含有建材調査者が行うこととなり、完全施行された。今後はこのような情勢を踏まえ、関係団体のご協力をいただきながら取り組んで参りたい。

author

緑川 信　経営企画部 経営戦略課 課長

木村 麗　認証ユニット ISO審査本部 マネジメントシステム認証課 主幹